

文京区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙とおり公表する。

なお、野上信泰前監査委員は、平成28年12月20日まで関与した。

平成29年3月29日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	橋	本	直	和

# 平成28年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査を平成28年度財政援助団体等監査実施要領に基づき下記のとおり実施した。

### 1 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成29年2月28日まで

### 2 監査の対象及び実施日

- (1) 平成27年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 平成27年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体
- (3) 平成27年度の公の施設の指定管理者
- (4) 上記団体等を指導監督する区の所管課

上記の条件を満たす団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）に基づき、以下の団体を選定し、実地監査又は書面監査を実施した。

#### 【書面監査】

	監査対象団体名等	監査の対象	所管課	監査実施期間
1	(社福)東六会 (ゆしまの郷)	補助金等 交付団体	福祉 政策課	平成28年12月1日～ 平成28年12月16日
2	(財)東京都助産師会館 (八千代保育園)	補助金等 交付団体	幼児 保育課	
3	(株)小学館集英社プロダクション (小学館アカデミー小石川保育園、茗荷谷保育園)	補助金等 交付団体	幼児 保育課	
4	(一財)日本興亜スマイルキッズ (日本興亜スマイルキッズ江戸川橋保育園)	補助金等 交付団体	幼児 保育課	
5	(株)Kids Smile Project (キッズガーデン文京春日)	補助金等 交付団体	幼児 保育課	
6	(株)プロケア (ちゃいれっく新大塚駅前保育園)	補助金等 交付団体	幼児 保育課	

### 【実地監査】

	監査対象団体名等	監査の対象	所 管 課	実地監査日
1	(社福)山鳥の会 (ワークショップやまどり)	補助金等 交付団体	障害福祉課	平成 29 年 1 月 20 日
2	(社福)本郷の森 (银杏企画 3 施設)	補助金等 交付団体	予防対策課	平成 29 年 1 月 24 日
3	春日・後樂園駅前地区市街地 再開発組合	補助金等 交付団体	地域整備課	平成 29 年 1 月 30 日
4	文京区女性団体連絡会 (男女平等センター)	指定管理者	総 務 課	平成 29 年 1 月 10 日
5	(株)東急コミュニティー (区営住宅等 1 3 施設)	指定管理者	福祉政策課	平成 29 年 1 月 13 日
6	(社福)武蔵野会 (福祉センター江戸川橋)	指定管理者	高齢福祉課	平成 29 年 1 月 17 日
7	(株)図書館流通センター (小石川図書館外 3 館 1 室)	指定管理者	真 砂 中 央 図 書 館	平成 29 年 2 月 2 日
8	(公財)文京アカデミー	指定管理者 出資団体	アカデミー 推 進 課	平成 29 年 2 月 8 日

### 3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

#### (1) 補助金等交付団体

《対象団体》

ア 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

イ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

ウ 補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。

エ 補助金等の算定は適正に行われているか。

オ 補助金等が補助金等対象事業以外に流用又は不正に使用されていないか。

カ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還等は適時に行

われているか。

《所管課》

- ク 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
- ケ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- コ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確にされているか。
- サ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- シ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。
- ス 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 出資団体

《対象団体》

- ア 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
- エ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

《所管課》

- オ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- カ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(3) 公の施設の指定管理者

《対象団体》

- ア 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
- ウ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- エ 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。

《所管課》

- オ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- カ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- キ 協定は適切に締結されているか。
- ク 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。

## 4 監査の方法

(1) 書面監査（補助金交付団体）

《対象団体・所管課》

監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

## (2) 実地監査

### ア 補助金交付団体及び出資団体

#### 《対象団体》

団体の概要、定款、規約、規程等の提出を事前に求め、監査当日はあらかじめ指定した監査場所において、補助金等の執行状況について団体の会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。併せて関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

#### 《所管課》

監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を事前に求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

### イ 公の施設の指定管理者

#### 《対象団体》

団体の概要、定款、規程等の提出を事前に求め、監査当日において、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。併せて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

#### 《所管課》

事前に監査調書、公の施設の指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、平成27年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

監査の対象となった団体が受けた財政的援助等に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況並びに所管課における財政的援助等の手續及び内容については、概ね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、各団体及び所管課において講じた措置について報告されたい。併せて、所管課においては、団体に対する指摘事項を踏まえ、類似の問題が再発しないよう、適切な指導監督及びチェック体制の強化、改善に努められたい。

同時に付した意見・要望事項については、今後の事務処理にあたり検討されたい。その他、諸帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記など、注意、改善すべき事項については監査の際、その都度口頭等により指導した。

また、複数の所管課において、協定書や要綱により定められた財政援助団体等から受けるべき各種報告書等に不足や不備があるにもかかわらず確認が不十分なものがあった。補助金等関係書類の確認の遺漏は、支出の誤りにも繋がりがねず、所管課はこれまで以上に、提出された書類の確認や管理を適切に行われたい。

なお、補助金に関しては、公益性・公平性等を確保した適正執行と説明責任を

果たすための透明性が求められている。平成27年5月に策定された「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき補助金チェックシートを活用し、適正に執行されたい。

対象団体ごとの指摘事項等は以下のとおりである。

## 1 書面監査

### (1) 社会福祉法人 東六会（ゆしまの郷） 【福祉政策課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、概ね良好と認められた。

### (2) 私立認可保育園 5園 【幼児保育課所管】

#### ① 財団法人 東京都助産師会館（八千代保育園）

#### ② 株式会社 小学館集英社プロダクション

（小学館アカデミー小石川保育園、茗荷谷保育園）

#### ③ 一般財団法人 日本興亜スマイルキッズ

（日本興亜スマイルキッズ江戸川橋保育園）

#### ④ 株式会社 Kids Smile Project（キッズガーデン文京春日）

#### ⑤ 株式会社 プロケア（ちゃいれっく新大塚駅前保育園）

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、概ね良好と認められた。

#### ○指摘事項

《対象団体》

私立保育所事業運営補助金交付要綱に基づき事業実施に当たり4月20日までに「事業実施計画書及び予算書」を提出すべきところ、提出されていなかった。また、事業が終了したとき又は当該年度が終了したときは、速やかに「決算書」を提出すべきところ、提出がなかった。要綱に則り、補助金申請等の手続きを適切に行われたい。

《所管課》

事業実施の開始、終了に当たっては、要綱等により必要とされている書類提出の確認を行い、未提出の書類等がある場合には、速やかに提出を求めるなど、補助金交付手続きを適切に行われたい。

## 2 実地監査

### (1) 社会福祉法人 山鳥の会（ワークショップやまどり） 【障害福祉課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、概ね良好と認められた。

#### ○意見・要望

第三者委員は、苦情対応規程に基づき2名選任することとされているが、現

在1名が不在のため早急に選出されたい。

今後とも就労支援を図るため、利用者に合った作業内容の確保や販路拡大等による工賃のアップで利用者が意欲を持って作業に取り組むことができるよう努められたい。

**(2) 社会福祉法人 本郷の森（銀杏企画3施設） 【予防対策課所管】**

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、概ね良好と認められた。

○意見・要望

出納職員を監督すべき立場にある会計責任者が出納職員を兼務していることについて、内部規定は改善されていたが、実際の現預金の入出金処理を確認したところ小口現金以外の大半を会計責任者が処理していた。事故防止や不正防止の観点から、改めて会計責任者と出納職員の職務分掌を確認し、内部牽制機能の強化を図るよう改善されたい。

**(3) 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合 【地域整備課所管】**

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、概ね良好と認められた。

○意見・要望

事業経費の縮減については、多角的な検討を行い、今後も効果的な取り組みを行われたい。また、公益施設については、区とも十分協議しながら、再開発によるまちづくりのコンセプトに適した施設の誘致に努められたい。

**(4) 文京区女性団体連絡会（男女平等センター） 【総務課所管】**

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、概ね良好と認められた。

○意見・要望

女性が生き生きと活躍できる社会はもとより、新たな課題として多様性に配慮した視点なども意識した男女平等参画の推進が求められている。今後ともこうした社会の実現に向けてさらに取り組まされたい。

**(5) 株式会社 東急コミュニティー（区営住宅等13施設） 【福祉政策課所管】**

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、概ね良好と認められた。

○指摘事項

《対象団体》

毎年度の事業報告関係書については、基本協定第19条第1項に基づき、区に提出することになっているが、指定管理料の収支状況のうち入居者管理費に

関する収支状況報告が提出されていなかった。指定管理者は、業務要求水準書に基づき、指定管理料の収支状況の報告を適切に行われたい。

《所管課》

事業報告関係書は管理業務に関する成果や業務要求水準を満たしているかを確認する重要な書類でもある。所管課は、指定管理者に対して業務要求水準書に基づく適正な報告を求められたい。

○意見・要望

指定管理者評価において、区営住宅等の入居者からの苦情・要望に対し日常的に適切な対応がなされていることについて高く評価されていることから、引き続ききめ細かな対応、処理に心がけられたい。

平成29年度から住宅統合管理システムが指定管理者による一元管理・運営となることから、個人データの保護、適切な管理、セキュリティ対策について、一層の徹底を図るよう指定管理者に対する指導の強化を図られたい。

なお、所管課によるモニタリングにおいては、組織としての情報共有等を強化するうえで、留意事項があればコメントを記録することにも配慮されたい。

**(6) 社会福祉法人 武蔵野会（福祉センター江戸川橋） 【高齢福祉課所管】**

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、概ね良好と認められた。

○指摘事項

《対象団体》

事業報告書のうち修繕費について証憑書類を確認したところ、指定管理事業として実施した施設の改修のうち、区へ報告されていないものがあつた。報告書等の作成にあたっては、正確な書類を作成し、適切に報告されるよう徹底されたい。

《所管課》

修繕または施設の改修経費については、業務要求水準書で区の指定事業に定めた事項であり、また破損・故障の発見及び建物躯体に係る修繕については区へ報告または別途協議を求めている。事業報告関係書は実績や業務要求水準を満たしているかを確認する重要な書類でもあるため、所管課は指定管理者に対し、正確な報告書の作成を指導するとともに、その内容等を十分に確認し、適切に報告されるよう徹底されたい。

○意見・要望

総合的な福祉施設を同一事業者が運営する強みを活かし、施設間の連携、連絡体制に配慮した運営を展開している。また、事業では高齢者のレクリエーションや疲労回復の場の提供、介護予防事業を通じて、施設を利用する高齢者の引きこもり防止の対応など、丁寧なアプローチに努めていることを評価する。

施設が開設してまもなく2年が経過するが、引き続き近隣住民との交流を通



じて施設に対する理解を深めていただき、地域に根付いた施設となるよう運営を進められたい。

#### **(7) 株式会社 図書館流通センター（小石川図書館外3館1室）**

##### **【真砂中央図書館所管】**

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、概ね良好と認められた。

##### ○指摘事項

###### 《所管課》

基本協定第8条では、1件30万円を超える図書館の修繕及び改修は区の業務範囲としている。しかし収支決算書では建物修繕・改修で30万円を超える工事として3件、計7,118,782円が報告されている。

基本協定の「業務の範囲」に従えば、本来区が行うべき改修を指定管理者が実施したことになるが、指定管理者が1件30万円を超える修繕及び改修を指定管理料として支出する範囲を定める明確な規定がない。所管課は、1件30万円を超える修繕・改修に関わる役割分担や原状回復の取り扱いについて、根拠が明確となるよう改善されたい。

また、事業報告書によると、当初提出された事業計画とは異なる施設の改修が行われている。担当者からの聞き取りでは、計画変更について関係者間で協議を行ったとのことであるが、事案決定規程に基づく適切な手続きが行われていなかった。所管課は、適切な事務処理を行われたい。

##### ○意見・要望

図書館は、建築または改築から一定程度年限が経過した施設も多く、利用者からも環境改善について意見が寄せられている。施設の環境改善は、老朽化の状況や利用実態も踏まえ、区として検討されたい。

図書館のレファレンスサービスは、利用者に必要な情報や資料を提供し、学習、研究、調査等を支援する役割を担っている。学生などを中心に具体的な利用方法をPRするなど、図書館の魅力の発信と利用促進を図られたい。

#### **(8) 公益財団法人 文京アカデミー 【アカデミー推進課所管】**

当該指定管理、出資等に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、概ね良好と認められた。

##### ○指摘事項

###### 《対象団体》

毎年度の事業報告関係書については、基本協定第18条第1項の規定に基づき、区に提出することになっているが、指定管理料の収支状況及び自主事業の経費の収支状況を記載した書類が提出されておらず、それぞれの収支の内訳の確認ができなかった。基本協定に基づく区への報告事項の内容について再度確

認し、適正に対処されたい。

《所管課》

事業報告関係書として団体から提出されている決算書は、基本協定に規定する指定管理料の収支状況及び自主事業の経費の収支状況について確認ができない。事業報告関係書は管理業務に関する成果や業務要求水準を満たしているかを確認する重要な書類でもあり、所管課は、基本協定に基づく報告事項を再度確認し、関係書の提出が適切なものとなるよう指導監督されたい。

○意見・要望

区に提出する補助金実績報告書に記載する経費は、補助金に関するガイドラインに基づき、できる限り具体的な内容を明記されたい。

新たな経営計画に基づき、文化育成事業、生涯学習事業、ホールでの自主事業等の企画のさらなる充実と集客力を高める取組みを進め、文京区民が期待する文化・芸術水準の向上に努められたい。併せて自主財源の一層の確保、活力ある組織風土の確立に向けて積極的に取り組む等、財団運営の自立性をさらに高めていくよう努力されたい。